

次期こども関連計画について

○概要

令和 5 年 4 月に施行されたこども基本法第 10 条により、都道府県、市町村は国が発出するこども大綱を勘案し、各自治体におけるこども施策についての計画（こども計画）を定めるよう努めることとされた。

■こども基本計画（施行期日：令和 5 年 4 月 1 日）

第 10 条

2 市町村は、こども大綱（中略）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

5 市町村こども計画は子ども・若者育成支援推進法第 9 条第 2 項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策推進に関する法律第 9 条第 2 項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる、。

第 11 条

国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育するものその他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

○策定時期

- ・令和 6 年度（令和 7 年度～令和 11 年度計画）

既存の子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定することが可能とされているので、第 3 期子ども・子育て支援事業計画の策定にあわせ、計画の策定準備にかかる必要がある。

【資料 3 - 1】

○計画の構成及び内容

国の子ども大綱及び都道府県の計画を勘案のうえ、市町村子ども計画を策定することとなっている。国の大綱はまだ発出されていないが、策定にあたっては子ども・若者等の意見を反映させることが必要となっており、子ども・若者を対象としたパブリックコメントやインターネットによるアンケート実施等、実施方法は様々であるため今後最適な方法を検討していく。

また、来年度は第3期子ども・子育て支援事業計画の策定年度であることから、計画策定にあたって今後ニーズ調査を実施していく予定だが、子ども計画として第3期計画を一体的に策定する場合には、本調査様式も必要に応じて変更する必要がある。

